

氏名（本籍）	馬 梓豪
学位の種類	博士（国際日本研究）
学位記番号	博 甲 第 9752 号
学位授与年月日	令和 3 年 3 月 25 日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	飛鳥・奈良時代における王権思想の位相

主査	筑波大学	教授	文学博士	佐藤 貢悦
副査	筑波大学	教授	博士（宗教学）	津城 寛文
副査	筑波大学	准教授	博士（文学）	巖 錫仁

論文の要旨

本研究は、政治思想史の視点から飛鳥・奈良時代における王権思想の性格とその変遷過程を検討し、関連するテキスト論や多元神話論など、先行する日本古代文学と日本古代史学の研究成果について、両者の整合性を図りながら、この研究領域に新解釈を提示しようとするきわめて意欲的かつ長大な論考である。

本論文の構成は、序論にあたる第一部、本論に相当する第二部、そして結論にあたる第三部からなる。本論にあたる第二部は全六章から構成され、第一章と第二章では王権思想の性格の前提となる時代精神、第三章と第四章では王権思想の性格とその論理的構造、第五章と第六章では現実の政治過程における王権思想の影響が、それぞれ主たる課題として設定されている。

以下、本論文の主要部分たる第二部第一章から第六章を中心にその要旨を述べる。第一章「日本古代の朝政の性格」において、筆者は、飛鳥・奈良時代における朝政内部の連続性を中心に検討し、天武・持統朝が律令制を導入し天皇神格化にとって重要な時期であったという見解が通説となった結果、飛鳥・奈良両時代の断絶面がむしろ高調されるようになったが、両時代における朝政の連続性を根拠にむしろそれらの緊密な連続性を主張する。

第二章「律令時代初期における君主号と天皇号」において、筆者は、律令時代初期における天皇号の性格を検討し、天皇号は日本の独自の君主号の「書記用語」の一つにすぎず、天皇の権威のシンボルである君主号の多元性からみれば、この時代の天皇の正統性原理は未だ一元化されていなかったという。筆者によれば、「外来」（中国の皇帝、天子）と「固有」（日本の天皇）という、本来異質な統治のイデオロギーは飛鳥・奈良時代の日本において共存していたというのがその論拠である。

第三章「『古事記』神話における天人関係の位相」において、筆者は、天皇の統治にとって『古事記』の王権思想には何らかの「不備」があったのではないかという検討課題を設定し、『古事記』神話における王権の存在根拠となる超越的な権威と、それに基づいて成立した天と王という天人関係の分析から、天皇・皇族の排他的権威と永続性のある皇位継承原理の構築は未完成で、そこに『古事記』神話の限界があったと述べる。

第四章「天孫と皇孫の相剋からみる天皇の神格化」において、筆者は、日本古代王権思想に内包された論理的矛盾について分析検討し、天孫降臨神話を核心としたいわゆる記紀神話の論理は、中国天命思想から影響を

受けながら「徳」の概念を排除することで構築されたものであるという。絶対者としての天の神聖性に支えられることで地上の権力を一身に集中した中国皇帝と比べれば、この時期、古代天皇制理論は超越的絶対者（天観念）の不在のために、中国皇帝権ほどの絶大な権威を確保できなかったと筆者は論じる。

第五章『古事記』序の二重構造とその成立背景』において、筆者は、従来さほど重視されなかった『古事記』の序と本文との間の齟齬に注目し、両者の間の齟齬は、王権観における元明天皇（草壁系王権側）と太安万侶（天孫氏族としての貴族側）との対立関係を明示するものであるといい、したがって従来の記紀神話に関する理解において、皇族の皇祖神であるアマテラスを中国の天または天帝とみなし、これを日本神話の最高神であるかのように認識されてきたという理解には重大な疑義があるという。

第六章「飛鳥・奈良時代における皇位継承の論理」において、筆者は、飛鳥・奈良時代における不安定な皇位継承の過程は、草壁系王権がみずからの権力独裁化を企図し、ほかの皇族と差別化をはかるための「徳」の概念を時の王権思想に導入した過程であったという。本来血統の神聖性に限られた皇位継承の正当性は、天皇や皇族の「徳」の有無に基づいた天命の有無に求められるようにもなった反面、中国の天命思想が王朝交替という中国史に特徴的な事態の背景となったように、草壁系王権も「徳」を強調したことでみずから体制崩壊を招くに至った。

以上の本論第二部を総括して、筆者は、飛鳥・奈良時代の王権思想を構成する要素には、大きく分けると以下の三点が認められるという。第一に、天神を支配の正当性の源泉とする支配論理すなわち「天孫思想」は、皇族と貴族の共通認識であり政治基盤でもあった。第二に、朝廷内の貴族勢力に対抗するために、皇族の権威を高める必要があり皇族の祖先神たる日神の地位を高め、各氏族の祖先神話を皇孫降臨神話の中へ編入しようとした。第三に、他系統の皇族の即位を阻止して草壁系の直系による皇位継承を創出・維持するために、草壁系皇族自身の権威を高める必要があった。草壁系の王権側は、中国天命思想を導入することで自身の正統性を強化することに務め、血統の神聖性に限定された皇位継承の正当性に、あらたに天皇や皇族の「徳」の有無に基づいた「天命」の有無の如何が付加された。草壁系王権は、祥瑞を絶えず捏造することにより自身の徳治政治を宣揚しながら「不徳」を理由に政敵を肅正して絶え間ない政争を引き起こし、単に軍事力に依拠する世俗的な専制王権へと凋落することとなった。

以上の論述を承けて、筆者は本論文の全体的成果とその意義をつぎのように論じている。かりに平安時代における天皇の神格化を、日本古代王権思想の完成として理解するならば、飛鳥・奈良時代の王権思想は、未だ完成の域に達していなかったいわば過渡的な存在であった。飛鳥・奈良時代の王権思想を代表する「記紀」神話も、通説に反して、中国天命思想の革命的な要素を排除した非革命の哲学とよぶには相応しくない。中国古代の「天」は、「至高無上」という絶対的な権威をもつ「至上神」であり、その成立過程については、一般的にもともと各氏族のもつ祖先神が、氏族間の闘争による唯一神の確立を経て帝（上帝）さらに天において一元化されたものであった。氏族間または異民族間の際限の無い戦争に打ち勝つために、古代中国人は民族共同体としてつねにその力を結集しなければならず、王を頂点とする強固な政治的秩序体制が必要であったし、天命思想はそれを共有する共同体を統制しうる重要な紐帯でもあった。その天の絶対性を支えたのは、外来の圧力と対抗できる共同体の存続への人々の希求であった。他方、日本古代国家が成立した頃古墳時代～飛鳥・奈良時代においては、古代中国を取り巻く状況、たとえば異民族による絶え間ない襲来といった外圧は基本的には存在しなかった。古墳時代に関する考古学の成果によれば、日本古代王権の誕生期の日本列島では、中国・朝鮮のような大規模な統一戦争がなく、総力戦による残忍な征服戦争によって統一されたわけでもない。古墳時代の日本列島では、強力的な軍事力に支えられた王ではなく、むしろ宗教的な権威に立脚した君主像が求められ、それこそがヤマト王権の本質ではなかったかと考えられるとし、比較的緩やかな政治共同体しか存在しなかった日本列島における各氏族のもつ祖先神は、中国古代の天のように唯一至上神において一元化され

るといったプロセスを歩むことは現実的でなかったであろう。筆者は本論文の結論部をこう締め括っている。

審 査 の 要 旨

1 批評

本論文は、大部に上る日中の一次資料を細部に踏み込んで読み解きながら、膨大な研究資料をも渉猟してその一つ一つに丁寧な分析と検討を加え、思想史研究の視角による独自の視点からこれを研究成果としてまとめ上げたもので、きわめて緻密な論述が展開されかつ念入りに構成された優れた論攷である。

筆者は、かりに平安時代における天皇の神格化を日本古代王権思想の完成として理解するならばという前提のもとで、飛鳥・奈良時代の王権思想は、未完成であり過渡的存在であったとする新解釈を提起して通説への再考を促している。これに関連して、筆者は、飛鳥・奈良時代の王権思想を代表する「記紀」神話も、中国天命思想の革命的な要素を排除した非革命の哲学とよぶには相応しくないとする見解を披瀝し、従来わが国の学会において定説とみなされてきた見解に改変を迫っている。確かに、民衆思想についての論述が手薄であるし、持ち前のハングル読解力を駆使して朝鮮半島の状況をも視野におくべきであったが、これらは本論文の瑕疵というよりはむしろ今後への期待というべきであろう。本論文が、わが国の学会のみならず広く東アジアの斯界に対して貢献しうるであろうことは疑いを容れない。

2 最終試験

令和3年1月18日、人文社会科学研究所学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（国際日本研究）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。